

千葉市代筆・代読支援員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、視覚に障害のある者（以下「視覚障害者」という。）に対し、代筆・代読を行う支援員を派遣することにより、視覚障害者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。
- (2) 支援員 身体障害者の福祉に理解と熱意があり、原則として市区域内において視覚障害者が必要とする代筆・代読の支援を行う者であって、18歳以上の者をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 事業の実施主体は、千葉市とする。ただし、事業の運営について、市長が適切と認める団体（以下「運営団体」という。）に委託することができる。

(運営団体)

第4条 事業の運営団体は、視覚障害者の障害特性に高い知見がある同行援護（法第5条第4項に規定する「同行援護」をいう。）に係る障害福祉サービス事業を行う者として指定を受けた者のうち、市長が適当と認めた者とする。

(派遣対象者)

第5条 この要綱により支援員の派遣を受けることができる者は、本市の住民であつて、視覚障害により身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、自ら筆記や文字等を読むことが困難な者（以下「派遣対象者」という。）とする。

(支援員の派遣)

第6条 運営団体は、第1条の目的を達成するため、派遣対象者に対し、第13条に定める派遣対象事由があると認めた場合に限り、その申込みに応じて支援員を派遣するものとする。ただし、派遣対象者の同居家族及び2親等内の親族は、当該派遣対象者の支援員として派遣することはできないものとする。

(支援員の要件)

第7条 支援員は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第6項の要件を満たす者
- (2) その他市長が認めた研修を受講し、市長が特に認めた者

（支援員の遵守事項）

第8条 支援員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び派遣対象者又はその家族から求められたときは、これを提示すること。
- (2) 視覚障害者的人格を尊重し、支援員としての活動を通じて知り得た秘密を漏らさないこと。支援員でなくなった後も同様とする。
- (3) 視覚障害者の理解促進や福祉増進等に努めること。

（派遣の登録）

第9条 視覚障害者が支援員の派遣を希望するときは、以下の各号に掲げる事項を運営団体の長に届け出て、派遣対象者である旨の登録を受けるものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 支援場所の住所
 - (3) 身体障害者手帳の写し
 - (4) 受給中のサービスの内容や受給者番号等が分かる書類
 - (5) 支援の内容及び事由
- 2 運営団体の長は、前項に規定する登録の申し出があった場合は、その内容を審査し、派遣対象者であることを確認した場合は、登録された旨を、申し出のあった視覚障害者に対して通知するものとする。
- 3 運営団体の長は、他のサービスの利用などにより、申し出のあった視覚障害者が筆記や文字等を読むことができると判断した場合等、派遣対象者に該当しないと判断した場合は、第1項の登録をしないことができる。

（派遣の申請及び決定）

第10条 前条の登録を受けた派遣対象者が代筆・代読を行う支援員の派遣を申請するときは、希望日の前月20日までにメール、電話、ファックス等の方法で、次の各号に掲げる事項を記載した申請書により申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではない。

- (1) 氏名
- (2) 申請日時
- (3) 支援場所（原則として居宅に限る）

(4) 訪問時刻

(5) 支援内容及び事由

- 2 運営団体の長は、前項に規定する派遣の申請があった場合は、その内容を記録するとともに申請日時、支援事由等を精査し派遣の可否を判断する。なお、派遣に当たっては、必要最小限の派遣を決定するものとする。
- 3 運営団体の長は、派遣の可否について決定するものとする。
- 4 前項の規定により、運営団体の長は、派遣を決定したときは、派遣支援員氏名及び派遣日時を書面、メール、電話、その他の方法で派遣対象者に通知しなければならない。

(登録内容等の変更)

- 第11条 派遣対象者は、第9条第1項に規定する登録の申し出又は第10条第1項に規定する派遣の申請に係る内容に変更があった場合は、速やかに、運営団体の長に変更のあった内容を申し出るものとする。
- 2 前項の申し出に関し、第9条又は第10条の規定を準用する。

(支援員の派遣時間)

- 第12条 支援員の派遣時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない場合で、かつ、支援員の同意があり、運営団体の長が認める場合は、これ以外の時間にも派遣することができる。
- 2 支援員の活動時間は、1回の利用につき2時間以内とし、派遣対象者1人につき、1月当たり10時間を限度とする。

(派遣対象事由)

- 第13条 第6条に規定する支援員の派遣対象となる事由は、居宅において代筆・代読の任に当たる適当な者がいない場合であって、法第5条第2項の規定する居宅介護により便宜を供与されることができないものとする。

(支援内容)

- 第14条 第6条に規定する支援員の支援内容は、次に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 市、区役所又は学校等の公的機関の手続きに関連する事柄において必要な支援
 - (2) 受診又は相談等医療に関する事柄において必要な支援
 - (3) その他地域生活を営むうえで必要不可欠であり市長が認める事柄において必要な支援
- 2 運営団体は、前項第3号に規定する支援の可否の判断に当たっては、事前に市長に協議しなければならない。

(派遣の決定の取消)

第15条 運営団体の長は、派遣の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する対象者要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により派遣の依頼又は決定がなされたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営団体の長が不適当と認めるとき。

2 運営団体の長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、派遣対象者に通知するものとする。

(費用)

第16条 市長は、事業の実施に要する経費を予算の範囲内で運営団体に支弁するものとする。

(利用料)

第17条 事業に係る派遣対象者に対する利用料は、これを徴収しないものとする。

(報告)

第18条 運営団体は、支援員の活動状況について、市長に報告しなければならない。

(調査等)

第19条 市長は、必要があると認めたときは、運営団体に対し、事業内容を調査し、書類等の提出を求めることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。